



1 補助対象者

市内に事業所を有し、事業を営む中小企業者

2 補助対象となる内容

人材の確保及び育成に関する事業

3 補助金の対象となる経費

①インターンシップの受入れに係る経費

例：教材費、保険料、委託費、交通費・宿泊費等

②合同面接会等への参加に係る経費

例：参加・出展費等

③民間の就職支援事業の利用に係る経費

例：就職の斡旋を行う民間事業の登録料、利用料（マイナビ、リクナビ等）等

④従業員の技術力向上のための資格取得及び技能訓練に係る経費

例：資格取得に係る講座等の受講料、技能訓練施設の利用料、資格取得に係る申し込み費用等

⑤事業承継のための後継者の確保及び育成に係る経費

例：事業承継に係る講座等の受講料

⑥前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

※原則、申請年度内（交付決定日～3月31日）に事業を実施・完了させる必要があります。事業計画が年度をまたぐ場合には、交付申請前にご相談ください。

※交付決定前に行われた補助対象経費に係る契約や支払いは補助対象外となりますのでご注意ください。

4 補助率・補助上限額

①補助率 補助対象経費の1/2以内

②補助上限額 20万円を限度

※市予算の定める範囲内での交付となります。採択は年間10件を予定しております（先着順）。

5 申請方法

中小企業振興支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付して申込みをしてください。

①実施計画書 ②市内で事業を営んでいることが分かる書類（定款、登記事項証明書、直近の決算書等）

③市税等完納証明書 ④見積書

※中小企業支援補助金交付申請書・実施計画書の様式は下記QRコードより取得できます。HP内の「申請方法」をご確認ください。

※連続利用の制限があります。該当した場合は1ヵ年度経過後に利用可能になります。詳しくはお問い合わせください。



6 申込窓口及びお問い合わせ先

水戸市商工課 商工労政係 〒310-8610 水戸市中央1-4-1 TEL 029-232-9185